「保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」 に関する条例改正についての意見募集結果

1 意見募集概要

(1) 実施期間

令和元年11月1日(金)から令和元年11月22日(金)まで

(2) 周知方法

市のホームページ、市民情報センター、各区役所の区政推進課広報相談係の窓口

(3) 意見提出方法

持参、郵送、FAX、電子メール

2 集計結果

意見書数:4通

(提出方法別の内訳)

内訳	意見書数	割合
FAX	0通	0 %
郵送	0通	0 %
電子メール	4 通	100%
合計	4通	100%

3 主な意見

別紙の通り

「保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」 に関する条例改正についての御意見

※1つの意見書で複数のご意見をいただいているため、意見書数と意見数は一致しません。

1 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(賛同2件、その他1件)

	意見内容 (要旨)	意見に対する市の考え方
-1	耐火建築物に係る規制については、児童施設では継	
1	続してほしい。(賛同)	いただいたご意見については、条例改
2	今回の改正内容については異存ございません。(賛	正の参考とさせていただきます。
	同)	
	建物を耐火建物にと言うのは園自体で改善できる	今回の改正は現状から要件を厳しくす
	ことではなく無理があります。	るものではなく、現状の要件を維持し
3	耐火建造物とハード面だけを決めつけるのでは無	ようというものです。
	く、保育という現場のソフト面も考慮して頂きたい	改正により既に運営している園への影
	と思います。(その他)	響はありません。

2 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(賛同2件)

	意見内容 (要旨)	意見に対する市の考え方	
1	現場及びその周辺環境の状況から特例又は経過措		
1	置期間の延長は当然だと思います。(賛同)	いただいたご意見については、条例改	
9	認定こども園推進の観点等からの幼保連携型認定	正の参考とさせていただきます。	
	こども園の基準要件緩和は理解できます。(賛同)		

3 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(賛同3件)

	意見内容 (要旨)	意見に対する市の考え方
1	現場及びその周辺環境の状況から特例又は経過措	いただいたご意見については、条例改 正の参考とさせていただきます。
	置期間の延長は当然だと思います。(賛同)	
	家庭的保育事業等の連携施設要件緩和について、0	
	~2 歳児専用の保育施設は、以下の諸点から有益で	
	あると考えるため、経過措置延長を歓迎します。	
	① 常に $0{\sim}2$ 歳に特化した保育者がこどもと関わ	
2	るため、専門性が担保・維持でき、より高い養育(養	正の参与とさせていたにきまり。
	護)効果と安全性確保ができる。	
	②家庭的保育事業等では保育者とこどもとの<個	
	の関係>が維持されるため、養育(養護)に適してい	
	る。	

③家庭的保育事業等ではこどもと保育者の関わりの物理的距離が近く、空間が良い意味で閉鎖的であるため、両者の関係は常に密接であり、養育(養護)的である。

(賛同)

小規模保育事業の連携施設に企業主導型の保育所を拡げることは賛成です。

ただし、保育の質が確保されている企業主導型の保 育所と行われることが前提と考えます。

小規模保育事業には「アレルギー児」「障害児」の 受入加算がありますが、企業主導型保育事業にはこれらの加算がなく、現状では、保育士の加配が行われず事故につながる恐れがあります。横浜市独自で加算をつけるか、企業主導型保育事業の運営基準を見直すよう働きかけを行うことが必須であると考えます。(賛同(意見あり))

いただいたご意見については、今後の 保育施策の参考とさせていただきま す。

4 その他のご意見(2件)

新設保育所・認定こども園においては、連携受入枠 1 の設置を義務化するなどの措置も引き続き検討し てください。

外国につながる乳幼児の預け入れ数も今まで以上 に急速に増大していく印象があります。この点につ いてもご記憶ください。

いただいたご意見については、今後の 保育施策の参考とさせていただきま す。